

第 8 4 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次の
ように改正する。

第 6 条中「別表」を「別表第 1 から別表第 5 まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1 （第 6 条関係）

区民関係

事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
1 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 34 条第 2 項の規定（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1 両につき	7 5 0 円	許可申請のとき
2 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで（これらの規定を同法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。）、第 48 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 117 条において準用する場合を含む。）、第 120 条第 1 項又は第 126 条の規定に基づく証明	戸籍証明交付手数料	（1） 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1 通につき	4 5 0 円	交付申請のとき
		（2） 戸籍に記載した事項に関する証明 証明事項 1 件につき	3 5 0 円	
		（3） 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本	7 5 0 円	

		又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1 通につき (4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明 証明事項 1 件につき (5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付 1 通につき	4 5 0 円 3 5 0 円。 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1, 4 0 0 円とする。	
3 戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	戸籍届書等の閲覧手数料	書類 1 件につき	3 5 0 円	閲覧申請のとき

別表第 1 の次に次の 4 表を加える。

別表第 2（第 6 条関係）

衛生・保健関係

事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
1 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	（1） ホテル営業 1 件につき （2） 旅館営業 1 件につき （3） 簡易宿泊所営業 1 件につき （4） 下宿営業 1 件につき	3 万 6 0 0 円 3 万 6 0 0 円 1 万 6 , 5 0 0 円 1 万 6 , 5 0 0 円	許可申請のとき
2 旅館業法第 3 条の 2 第 1 項又は第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件につき	9 , 7 0 0 円	承認申請のとき
3 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に基づく興行場の許可の申請に対する審査	興行場許可申請手数料	（1） 常設の興行場営業 1 件につき （2） 臨時又は仮設構造による興行場営業 1 件につき	2 万 7 0 0 円 1 万 3 , 5 0 0 円	許可申請のとき
4 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 2 の規定に基づく理容所の検査又は美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の規定に基づく美容所の検査	理容所又は美容所の検査手数料	1 件につき	2 万 4 , 0 0 0 円	開設の届出のとき
5 クリーニング業法（	クリーニング	1 件につき	2 万 4 , 0	開設の届

昭和 2 5 年法律第 2 0 7 号) 第 5 条の 2 の規定に基づくクリーニング所の検査	所検査手数料		0 0 円	出のとき
6 公衆浴場法 (昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査	浴場業許可申請手数料	1 件につき	3 万 6 0 0 円	許可申請のとき
7 温泉法 (昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号) 第 1 5 条第 1 項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料	1 件につき	3 万 5 , 0 0 0 円	許可申請のとき
8 温泉法第 1 6 条第 1 項又は第 1 7 条第 1 項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉利用許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件につき	9 , 7 0 0 円	承認申請のとき
9 足立区プールの衛生管理に関する条例 (昭和 5 0 年足立区条例第 7 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づくプール経営の許可の申請に対する審査	プール経営許可申請手数料	1 件につき	1 万 6 , 9 0 0 円	許可申請のとき
1 0 食品衛生法 (昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号) 第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令 (昭和 2 8 年政令第 2 2 9 号) 第 3 5 条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 飲食店 (移動飲食店又は臨時飲食店を除く。) 営業 新規の場合 1 件につき 更新の場合 1 件につき (2) 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	1 万 8 , 3 0 0 円 8 , 9 0 0 円	許可申請のとき

		新規の場合 1 件につき 更新の場合 1 件につき	5, 6 0 0 円 2, 7 0 0 円	
1 1 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	1 万 1, 5 0 0 円 5, 7 0 0 円	許可申請 のとき
1 2 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	(1) 菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。） 新規の場合 1 件につき 更新の場合 1 件につき (2) 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業 新規の場合 1 件につき 更新の場合 1 件につき	 1 万 6, 8 0 0 円 8, 4 0 0 円 5, 5 0 0 円 2, 7 0 0 円	許可申請 のとき
1 3 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	1 万 6, 8 0 0 円 8, 4 0 0 円	許可申請 のとき
1 4 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	1 万 6, 8 0 0 円 8, 4 0 0 円	許可申請 のとき
1 5 食品衛生法第 5 2	乳処理業許可	(1) 新規の場合	2 万 5, 2	許可申請

条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	申請手数料	場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	00円 1万2,600円	のとき
16 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき
17 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき
18 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万1,500円 5,700円	許可申請のとき
19 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万1,500円 5,700円	許可申請のとき
20 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき
21 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合	1万1,500円 5,700円	許可申請のとき

審査		1 件につき		
2 2 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	2 万 5, 2 0 0 円 1 万 2, 6 0 0 円	許可申請のとき
2 3 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	1 万 1, 5 0 0 円 5, 7 0 0 円	許可申請のとき
2 4 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	魚介類せり売営業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	2 万 5, 2 0 0 円 1 万 2, 6 0 0 円	許可申請のとき
2 5 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	1 万 9, 2 0 0 円 9, 6 0 0 円	許可申請のとき
2 6 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	2 万 5, 2 0 0 円 1 万 2, 6 0 0 円	許可申請のとき
2 7 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	2 万 5, 2 0 0 円 1 万 2, 6 0 0 円	許可申請のとき
2 8 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規	清涼飲料水製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき	2 万 5, 2 0 0 円	許可申請のとき

定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査		(2) 更新の場合 1件につき	1万2,600円	
29 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万6,800円 8,400円	許可申請のとき
30 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき
31 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査	氷雪販売業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万5,800円 8,200円	許可申請のとき
32 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき
33 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき
34 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万9,200円 9,600円	許可申請のとき

3 5 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく醤油製造業 しょうゆ の許可の申請に対する審査	醤油製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	1 万 9, 2 0 0 円 9, 6 0 0 円	許可申請のとき
3 6 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	1 万 9, 2 0 0 円 9, 6 0 0 円	許可申請のとき
3 7 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	1 万 9, 2 0 0 円 9, 6 0 0 円	許可申請のとき
3 8 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	1 万 6, 8 0 0 円 8, 4 0 0 円	許可申請のとき
3 9 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	1 万 6, 8 0 0 円 8, 4 0 0 円	許可申請のとき
4 0 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の場合 1 件につき	1 万 6, 8 0 0 円 8, 4 0 0 円	許可申請のとき
4 1 食品衛生法第 5 2 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づくそうざい製	そうざい製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき (2) 更新の	2 万 5, 2 0 0 円 1 万 2, 6	許可申請のとき

造業の許可の申請に対する審査		場合 1件につき	00円	
42 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき
43 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき
44 東京都食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第3条第1項の規定に基づく行商人の鑑札及び記章の交付	行商人の鑑札及び記章交付手数料	業種ごとに	1,800円	届出のとき
45 東京都食品製造業等取締条例第3条第3項の規定に基づく行商人の鑑札及び記章の再交付	行商人の鑑札及び記章再交付手数料	1件につき	1,100円	届出のとき
46 東京都食品製造業等取締条例第5条第1項の規定に基づく製造業等の許可の申請に対する審査	食品製造業等許可申請手数料	(1) 新規の場合 業種ごとに (2) 更新の場合 業種ごとに	1万3,200円 7,800円	許可申請のとき
47 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理の事業の許可申請手数料	1件につき	2万2,500円	許可申請のとき
48 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関	食鳥処理場の構造又は設備	1件につき	1万2,000円	変更許可申請のとき

する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	変更許可申請手数料			き
49 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	食鳥検査手数料	1羽につき	6円	検査を受けようとするとき
50 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料	1件につき	6,200円	認定申請のとき
51 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の確認の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	1件につき	2,700円	変更認定申請のとき
52 東京都動物質原料の運搬等に関する条例（昭和33年東京都条例第3号）第3条の規定に基づく動物質原料運搬業の許可の申請に対する審査	動物質原料運搬業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	8,000円 4,000円	許可申請のとき
53 東京都動物質原料の運搬等に関する条例第8条の規定に基づく運搬容器の検査	運搬容器検査手数料	運搬容器1個につき	200円	検査申請のとき
54 東京都動物質原料の運搬等に関する条例第10条第2項の規定に基づく運搬容器の再検査	運搬容器再検査手数料	運搬容器1個につき	100円	再検査申請のとき
55 東京都動物質原料の運搬等に関する条例	運搬容器検査証再交付手数料	1件につき	100円	再交付申請のとき

第 1 1 条第 1 項の規定に基づく運搬容器の検査証の再交付	料			
5 6 化製場等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 4 0 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく化製場の設置許可の申請に対する審査	化製場設置許可申請手数料	1 件につき	1 万 9 , 0 0 0 円	許可申請のとき
5 7 化製場等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく死亡獣畜取扱場及び法第 8 条に規定する施設の設置許可の申請に対する審査	死亡獣畜取扱場及び法第 8 条に規定する施設の設置許可申請手数料	1 件につき	1 万円	許可申請のとき
5 8 化製場等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1 件につき（1 個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合は当該数件の申請）	6 , 0 0 0 円	許可申請のとき
5 9 狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付	犬の登録（鑑札の交付を含む。）手数料	1 件につき	3 , 0 0 0 円	登録申請のとき
6 0 狂犬病予防法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 3 6 号）第 1 条の 2 の規定に基づく犬の鑑札の再交付	犬の鑑札の再交付手数料	1 件につき	1 , 6 0 0 円	再交付申請のとき
6 1 狂犬病予防法第 5 条第 2 項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射済票交付手数料	1 件につき	5 5 0 円	交付のとき
6 2 狂犬病予防法施行令第 3 条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 件につき	3 4 0 円	再交付のとき

済票の再交付				
6 3 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	診療所開設許可申請手数料	1 件につき	1 万 9 , 0 0 0 円	許可申請のとき
6 4 医療法第 7 条第 1 項の規定に基づく助産所の開設の許可の申請に対する審査	助産所開設許可申請手数料	1 件につき	1 万 5 , 0 0 0 円	許可申請のとき
6 5 医療法第 2 7 条の規定に基づく診療所の使用許可の申請に対する審査	診療所使用許可申請手数料	(1) 実地検査 1 件につき (2) (1) 以外の検査 1 件につき	2 万 6 , 0 0 0 円 3 , 7 0 0 円	許可申請のとき
6 6 医療法第 2 7 条の規定に基づく助産所の使用許可の申請に対する審査	助産所使用許可申請手数料	(1) 実地検査 1 件につき (2) (1) 以外の検査 1 件につき	2 万 1 , 0 0 0 円 3 , 7 0 0 円	許可申請のとき
6 7 薬事法（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	1 件につき	3 万 4 , 1 0 0 円	許可申請のとき
6 8 薬事法第 4 条第 2 項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	1 件につき	1 万 2 , 7 0 0 円	更新申請のとき
6 9 薬事法第 1 2 条第 1 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	1 件につき	7 , 2 0 0 円	許可申請のとき
7 0 薬事法第 1 2 条第 2 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	1 件につき	4 , 4 0 0 円	更新申請のとき

の申請に対する審査				
7 1 薬事法第 1 3 条第 1 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造業 許可申請手数料	1 件につき	1 万 3 , 8 0 0 円	許可申請 のとき
7 2 薬事法第 1 3 条第 3 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造業 許可更新申請 手数料	1 件につき	7 , 6 0 0 円	更新申請 のとき
7 3 薬事法第 1 4 条第 1 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造販 売承認申請手 数料	1 品目につき	1 4 0 円	承認申請 のとき
7 4 薬事法第 1 4 条第 9 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造販 売承認事項一 部変更申請手 数料	1 品目につき	1 4 0 円	承認申請 のとき
7 5 薬事法第 2 4 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業 許可申請手数料	1 件につき	3 万 4 , 1 0 0 円	許可申請 のとき
7 6 薬事法第 2 4 条第 2 項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業 許可更新申請 手数料	1 件につき	1 万 2 , 7 0 0 円	更新申請 のとき
7 7 薬事法施行令（昭和 3 6 年政令第 1 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	薬局製造販売 医薬品製造販 売業許可証の 書換え交付手 数料	1 件につき	2 , 4 0 0 円	書換え申 請のとき
7 8 薬事法施行令第 6 条第 1 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品	薬局製造販売 医薬品製造販 売業許可証の	1 件につき	3 , 4 0 0 円	再交付申 請のとき

の製造販売業の許可証の再交付	再交付手数料			
79 薬事法施行令第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造業の許可証の書換え交付	薬局製造販売医薬品製造業許可証の書換え交付手数料	1件につき	2,400円	書換え申請のとき
80 薬事法施行令第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造業の許可証の再交付	薬局製造販売医薬品製造業許可証の再交付手数料	1件につき	3,400円	再交付申請のとき
81 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証の書換え交付手数料	1件につき	2,500円	書換え申請のとき
82 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証の再交付手数料	1件につき	3,500円	再交付申請のとき
83 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録申請手数料	1件につき	1万6,900円	登録申請のとき
84 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	1件につき	7,400円	更新申請のとき
85 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	1件につき	2,800円	書換え申請のとき
86 毒物及び劇物取締	毒物劇物販売	1件につき	4,900円	再交付申

法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	業登録票再交付手数料		円	請のとき
87 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	1件につき	4,600円	免許申請のとき
88 麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許証の再交付	麻薬小売業者免許証再交付手数料	1件につき	3,200円	再交付申請のとき
89 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所登録申請手数料	1件につき	8万円	登録申請のとき
90 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第18条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	1件につき	8,200円	書換え申請のとき
91 臨床検査技師等に関する法律施行規則第19条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の再交付	衛生検査所登録証明書再交付手数料	1件につき	8,200円	再交付申請のとき
92 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	衛生検査所登録変更申請手数料	1件につき	6万1,000円	変更申請のとき

9 3 死体解剖保存法（昭和 2 4 年法律第 2 0 4 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づく死体の保存の許可の申請に対する審査	死体保存許可申請手数料	1 件につき	3, 4 0 0 円	許可申請のとき
--	-------------	--------	------------	---------

別表第 3（第 6 条関係）

環境関係

事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 1 2 年東京都条例第 2 1 5 号）第 8 1 条第 1 項又は第 8 2 条第 1 項の規定に基づく工場設置認可又は工場変更認可の申請に対する審査	工場の認可申請手数料	（1）工場設置の場合で工場の作業場の床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以下のもの 1 件につき	8, 7 0 0 円	認可申請のとき
		5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以下のもの 1 件につき	1 万 4, 2 0 0 円	
		1, 0 0 0 平方メートルを超えるもの 1 件につき	2 万 2 0 0 円	
		（2）工場変更の場合 1 件につき	7, 6 0 0 円	
2 浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 3 5 条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可等の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	1 件につき	1 万 5, 0 0 0 円	許可申請のとき
	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	1 件につき	3, 0 0 0 円	再交付申請のとき

別表第 4（第 6 条関係）

土木関係

事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
1 東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）第 23 条の規定に基づく屋外広告物の表示又は掲出の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	（1） 広告塔 面積 5 平方メートルまでごとにつき	3, 220 円	許可申請のとき
		（2） 広告板 面積 5 平方メートルまでごとにつき	3, 220 円	
		（3） 小型広告板 1 枚につき	400 円	
		（4） はり紙・はり札等 50 枚までごとにつき	2, 250 円	
		（5） 広告旗 1 本につき	450 円	
		（6） 立看板等 1 枚につき	450 円	
		（7） 電柱・街路灯柱利用広告 1 枚につき	310 円	
		（8） 標識利用広告 1 枚につき	210 円	
		（9） 宣伝車 1 台につき	4, 950 円	
		（10） バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの 1 枚につき	610 円	

		(1 1) (1 0) 以外の車体利用広告 1 台につき	1 , 9 5 0 円	
		(1 2) アドバルーン 1 個につき	2 , 8 5 0 円	
		(1 3) 広告幕 1 張につき	9 9 0 円	
		(1 4) アーチ 1 基につき	1 万 6 3 0 円	
		(1 5) 装飾街路灯 1 基につき	5 , 0 1 0 円	
		(1 6) 店頭装飾 1 基につき	1 万 9 , 8 0 0 円	

別表第 5 (第 6 条関係)

建築・都市整備関係

事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
1 都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 9 条又は附則第 4 項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積が 0 . 1 ヘクタール未満のとき 0 . 1 ヘクタール以上 0 . 3 ヘクタール未満のとき	1 万 3 , 0 0 0 円 3 万 4 , 0 0 0 円	許可申請のとき

		0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満のとき 0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 10ヘクタール以上のとき (2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であつて、開発区域の面積が 0. 1ヘクタール未満のとき 0. 1ヘクタール以上0.	6万5, 000円 13万3, 000円 20万円 26万1, 000円 33万7, 000円 46万円 2万円 4万6, 000円	
--	--	---	---	--

		3ヘクタール未満のとき		
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	10万円	
		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	18万5,000円	
		1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	30万7,000円	
		3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	41万5,000円	
		6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	52万1,000円	
		10ヘクタール以上のとき	73万7,000円	
		(3) その他の開発行為であつて、開発区域の面積が		
		0.1ヘクタール未満のとき	13万1,000円	
		0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	19万9,000円	
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	29万2,000円	
		0.6ヘクタール以上1ヘ	34万8,000円	

		クタール未満 のとき 1ヘクタール 以上3ヘクタ ール未満のと き 3ヘクタール 以上6ヘクタ ール未満のと き 6ヘクタール 以上10ヘク タール未満の とき 10ヘクター ル以上のとき	52万5, 000円 59万9, 000円 74万6, 000円 100万4, 000円	
2 都市計画法第35条 の2（同法附則第5項 において準用する場合 を含む。）の規定に基 づく開発行為の変更許 可の申請に対する審査	開発行為変更 許可申請手数料	変更許可申請1 件につき	次に掲げる 額を合算し た額。ただ し、その額 が100万 4,000 円を超える ときは、そ の手数料の 額は、10 0万4,0 00円とす る。 （1）開 発行為に 関する設 計の変更 （（2） のみに該 当する場 合を除 く。）に ついては、 開発区域	変更許可 申請のと き

				の面積 ((2) に規定する 変更を 伴う場合 にあって は変更前 の開発区域 の面積、 開発区域 の縮小を 伴う場合 にあって は縮小後 の開発区域 の面積) に応じ前 項に規定 する額に 1 0 分の 1 を乗じ て得た額 (2) 新 たな土地 の開発区域 への編入 に係る都 市計画法 第 3 0 条 第 1 項第 1 号から 第 4 号ま で (同法 附則第 5 項において 準用する 場合を含む 。) に掲 げる事項 の変更	
--	--	--	--	--	--

			更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額 (3) その他の変更については、1万5,000円	
3 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）及び附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	1件につき	5万5,000円	許可申請のとき
4 都市計画法第42条第1項ただし書（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき	3万9,000円	許可申請のとき
5 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積が 0.1ヘクタール未満のとき 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 0.3ヘクタール以上	1万円 2万7,000円 5万3,000円	許可申請のとき

		ル以上 0.6 ヘクタール未満のとき	000 円	
		0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のとき	7 万 6,000 円	
		1 ヘクタール以上のとき	12 万 2,000 円	
6 都市計画法第 45 条 （同法附則第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものである場合 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住	2,500 円 4,000 円	承認申請のとき

		宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、(1)及び(2)以外のものである場合	1万9,000円	
7 都市計画法第47条第5項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	700円	交付申請のとき
8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認（当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合（12の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	建築物の建築に関する確認申請手数料	確認申請1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第8		確認申請のとき

	7 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 18 の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。	
	30 平方メートル以内のもの	5,600 円
	30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	9,400 円
	100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	1 万 4,000 円
	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1 万 9,000 円
	500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	3 万 5,000 円
	1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	4 万 9,000 円
	2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	1 4 万 6,000 円
	1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	2 4 万 9,000 円

		5 万平方メートルを超えるもの	4 7 万 4 , 0 0 0 円	
9 建築基準法第 1 8 条 第 3 項の規定に基づく 建築物に関する計画（ 当該建築物を新築し、 増築し、又は改築する 場合（1 3 の項に掲げ る場合を除く。）に係 るものに限る。）の通 知に対する審査	建築物の建築 に関する計画 通知手数料	計画通知 1 件に つき、次に掲げ る面積の区分の うち、当該建築 に係る部分の床 面積の合計に該 当する区分に応 じた額とする。 ただし、当該通 知に係る計画に 建築基準法第 8 7 条の 2 に規定 する昇降機に係 る部分が含まれ る場合において は、当該昇降機 1 基について 1 9 の項に掲げる 額の手数料を加 えた額とする。 3 0 平方メート ル以内のもの 3 0 平方メート ルを超え、1 0 0 平方メートル 以内のもの 1 0 0 平方メー トルを超え、2 0 0 平方メート ル以内のもの 2 0 0 平方メー トルを超え、5 0 0 平方メート ル以内のもの 5 0 0 平方メー トルを超え、1 , 0 0 0 平方メー トル以内のもの	5 , 6 0 0 円 9 , 4 0 0 円 1 万 4 , 0 0 0 円 1 万 9 , 0 0 0 円 3 万 5 , 0 0 0 円	計画通知 のとき

		1, 000 平方メートルを超え、 2, 000 平方メートル以内のもの 2, 000 平方メートルを超え、 1 万平方メートル以内のもの 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの 5 万平方メートルを超えるもの	4 万 9, 000 円 1 4 万 6, 000 円 2 4 万 9, 000 円 4 7 万 4, 000 円	
10 建築基準法第 6 条第 4 項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に伴う同条第 5 項に規定する構造計算適合性判定に係る審査	構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定申請 1 件につき、次に掲げる面積等の区分のうち、構造計算適合性判定を要する 1 の建築物の床面積に該当する区分に応じた額の合計とする。 (1) 1, 000 平方メートル以内のもの ア 構造計算が建築基準法第 20 条第 2 号イに規定するプログラム又は同条第 3 号イに規定するプログラム（以下	1 1 万 1, 000 円	確認申請のとき

			これらを「大臣認定プログラム」という。）により行われたもの		
			イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	1 5 万 9 , 0 0 0 円	
			(2) 1 , 0 0 0 平方メートルを超え、 2 , 0 0 0 平方メートル以内のもの		
			ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの	1 3 万 7 , 0 0 0 円	
			イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	2 1 万 2 , 0 0 0 円	
			(3) 2 , 0 0 0 平方メートルを超え、 1 万平方メートル以内のもの		
			ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの	1 5 万円	
			イ 構造計算	2 4 万 3 ,	

		が大臣認定 プログラム 以外の方法 により行わ れたもの (4) 1万平 方メートルを 超え、5万平 方メートル以 内のもの ア 構造計算 が大臣認定 プログラム により行わ れたもの イ 構造計算 が大臣認定 プログラム 以外の方法 により行わ れたもの (5) 5万平 方メートルを 超えるもの ア 構造計算 が大臣認定 プログラム により行わ れたもの イ 構造計算 が大臣認定 プログラム 以外の方法 により行わ れたもの	0 0 0 円 1 9 万円 3 2 万 2 , 0 0 0 円 3 2 万 2 , 0 0 0 円 5 9 万円	
1 1 建築基準法第18 条第3項の規定に基づ く建築物に関する計画 の通知に対する審査に 伴う同条第4項に規定	構造計算適合 性判定手数料	構造計算適合性 判定申請1件に つき、次に掲げ る面積等の区分 のうち、構造計		計画通知 のとき

する構造計算適合性判定に係る審査		算適合性判定を要する1の建築物の床面積に該当する区分に応じた額の合計とする。 (1) 1, 000平方メートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの (2) 1, 000平方メートルを超え、2, 000平方メートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの (3) 2, 000平方メートルを超え、	11万1,000円 15万9,000円 13万7,000円 21万2,000円	
-------------------------	--	---	---	--

		1 万平方メートル以内のもの		
		ア 構造計算 が大臣認定 プログラム により行わ れたもの	1 5 万円	
		イ 構造計算 が大臣認定 プログラム 以外の方法 により行わ れたもの	2 4 万 3 , 0 0 0 円	
	(4)	1 万平方メートルを 超え、5 万平方メートル以内のもの		
		ア 構造計算 が大臣認定 プログラム により行わ れたもの	1 9 万円	
		イ 構造計算 が大臣認定 プログラム 以外の方法 により行わ れたもの	3 2 万 2 , 0 0 0 円	
	(5)	5 万平方メートルを 超えるもの		
		ア 構造計算 が大臣認定 プログラム により行わ れたもの	3 2 万 2 , 0 0 0 円	
		イ 構造計算 が大臣認定 プログラム	5 9 万円	

		以外の方法 により行わ れたもの		
1 2 建築基準法第 6 条 第 4 項の規定に基づく 建築物に関する確認（ 確認を受けた建築物の 計画の変更をして当該 建築物を新築し、増築 し、又は改築する場合 に係るものに限る。） の申請に対する審査	確認を受けた 建築物の計画 の変更をする 建築物の建築 に関する確認 申請手数料	確認申請 1 件に つき、8 の項に 掲げる面積の区 分のうち、当該 計画の変更に係 る部分の床面積 に 2 分の 1 を乗 じて得た面積（ 床面積の増加す る部分にあって は当該増加する 部分の床面積） の合計に該当す る区分に応じた 額とする。ただ し、当該申請に 係る計画に建築 基準法第 8 7 条 の 2 に規定する 昇降機に係る部 分が含まれる場 合においては、 当該昇降機 1 基 について 1 8 の 項又は 2 0 の項 に掲げる額の手 数料を加えた額 とする。		確認申請 のとき
1 3 建築基準法第 1 8 条第 3 項の規定に基づ く建築物に関する計画 （適合することを認め られた建築物の計画の 変更をして当該建築物 を新築し、増築し、又 は改築する場合に係る ものに限る。）の通知	適合すること を認められた 建築物の計画 の変更をする 建築物の建築 に関する計画 通知手数料	計画通知 1 件に つき、9 の項に 掲げる面積の区 分のうち、当該 計画の変更に係 る部分の床面積 に 2 分の 1 を乗 じて得た面積（ 床面積の増加す		計画通知 のとき

に対する審査		る部分にあつては当該増加する部分の床面積）の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		
14 建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認（建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（16の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する確認申請手数料	確認申請1件につき、8の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について1		確認申請のとき

		8の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		
15 建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画（建築物を移転し、その大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（17の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画通知手数料	計画通知1件につき、9の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について19の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		計画通知のとき
16 建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認（確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する確認申請手数料	確認申請1件につき、8の項に掲げる面積の区分のうち、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準		確認申請のとき

する審査		法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について18の項又は20の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		
17 建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画通知手数料	計画通知1件につき、9の項に掲げる面積の区分のうち、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		計画通知のとき
18 建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第8	建築設備の設置に関する確認申請手数料	（1） 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき	9,600円	確認申請のとき

7条の2において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（20の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査		(2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1) 及び(2)以外の1の建築設備につき	4,300円 9,600円	
19 建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（建築設備を設置する場合（21の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	建築設備の設置に関する計画通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1) 及び(2)以外の1の建築設備につき	9,600円 4,300円 9,600円	計画通知のとき
20 建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1) 及び(2)以外の1の建築設備につき	5,400円 3,300円 5,400円	確認申請のとき
21 建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機（同法第87	適合することを認められた建築設備の計	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除	5,400円	計画通知のとき

条の２に規定するものに限る。）又は同法第８７条の２において準用する同法第１８条第３項の規定に基づく建築設備に関する計画（適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料	く。） 1基につき （２）小荷物専用昇降機 1基につき （３）（１）及び（２）以外の１の建築設備につき	3,300円 5,400円	
２２ 建築基準法第８８条第１項又は第２項において準用する同法第６条第４項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（２４の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	工作物の築造に関する確認申請手数料	１件につき	8,500円	確認申請のとき
２３ 建築基準法第８８条第１項又は第２項において準用する同法第１８条第３項の規定に基づく工作物に関する計画（工作物を築造する場合（２５の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	１件につき	8,500円	計画通知のとき
２４ 建築基準法第８８条第１項又は第２項において準用する同法第６条第４項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	１件につき	4,300円	確認申請のとき

工作物を築造する場合に係るものに限る。)の申請に対する審査				
25 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画(適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画通知手数料に係るものに限る。)の通知に対する審査	適合すること を認められた 工作物の計画 の変更をして 工作物を築造 する場合に関 する計画通知 手数料	1件につき	4,300 円	計画通知 のとき
26 建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査(当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合(34の項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の申請に対する審査	建築物の建築 に関する完了 検査申請手 数料	完了検査申請1 件につき、次に 掲げる面積の区 分のうち、当該 建築に係る部分 の床面積の合計 に該当する区分 に応じた額とす る。ただし、当 該申請に建築基 準法第87条の 2に規定する昇 降機に係る部分 が含まれる場合 においては、当 該昇降機1基に ついて30の項 に掲げる額の手 数料を加えた額 とする。 30平方メート ル以内のもの 30平方メート ルを超え、10 0平方メートル	1万1,0 00円 1万2,0 00円	検査申請 のとき

		以内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 5万平方メートルを超えるもの	1万6,000円 2万3,000円 3万7,000円 5万2,000円 12万4,000円 19万9,000円 39万6,000円	
27 建築基準法第18条第15項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合（35の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	建築物の建築に関する工事完了通知手数料	工事完了通知1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の2に規定する昇		完了通知のとき

	降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について31の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。	
	30平方メートル以内のもの	1万1,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1万2,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1万6,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	2万3,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	3万7,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	5万2,000円
	2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	12万4,000円
	1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	19万9,000円
	5万平方メートル	39万6,000円

		ルを超えるもの	0 0 0 円	
2 8 建築基準法第 7 条第 4 項の規定に基づく建築物に関する完了検査（当該建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（3 6 の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の建築に関する完了検査申請手数料	完了検査申請 1 件につき、2 6 の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第 8 7 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 3 0 の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		検査申請のとき
2 9 建築基準法第 1 8 条第 1 5 項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（3 7 の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の建築に関する工事完了通知手数料	工事完了通知 1 件につき、2 7 の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第 8 7 条の 2 に		完了通知のとき

		規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機１基について３１の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		
３０ 建築基準法第７条第４項の規定に基づく昇降機（同法第８７条の２に規定するものに限る。）又は同法第８７条の２において準用する同法第７条第４項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（３８の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査	建築設備の設置に関する完了検査申請手数料	（１） 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） １基につき （２） 小荷物専用昇降機 １基につき （３） （１）及び（２）以外の１の建築設備につき	１万３，０００円 ８，６００円 １万３，０００円	検査申請のとき
３１ 建築基準法第１８条第１５項の規定に基づく昇降機（同法第８７条の２に規定するものに限る。）又は同法第８７条の２において準用する同法第１８条第１５項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（３９の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査	建築設備の設置に関する工事完了通知手数料	（１） 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） １基につき （２） 小荷物専用昇降機 １基につき （３） （１）及び（２）以外の１の建築設備につき	１万３，０００円 ８，６００円 １万３，０００円	完了通知のとき
３２ 建築基準法第８８条第１項又は第２項において準用する同法第７条第４項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する	工作物の築造に関する完了検査申請手数料	１件につき	９，６００円	検査申請のとき

審査				
33 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第15項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する工事完了通知手数料	1件につき	9,600円	完了通知のとき
34 建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（当該建築物を新築、増築又は改築した場合に係るものに限る。）の申請（当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。36の項において同じ。）に対する審査	中間検査を受けた建築物の新築、増築又は改築に関する完了検査申請手数料	完了検査申請1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について30の項又は38の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。 30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	9,900円 1万1,000円 1万5,000円	検査申請のとき

		2 0 0 平方メートルを超え、5 0 0 平方メートル以内のもの 5 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1, 0 0 0 平方メートルを超え、2, 0 0 0 平方メートル以内のもの 2, 0 0 0 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの 5 万平方メートルを超えるもの	2 万 1, 0 0 0 円 3 万 6, 0 0 0 円 4 万 9, 0 0 0 円 1 1 万 5, 0 0 0 円 1 8 万 6, 0 0 0 円 3 8 万 3, 0 0 0 円	
3 5 建築基準法第 1 8 条第 1 5 項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を新築、増築又は改築した場合に係るものに限る。）の通知（当該通知が同法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。3 7 の項において同じ。）に対する審査	中間検査を受けた建築物の新築、増築又は改築に関する工事完了通知手数料	工事完了通知 1 件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第 8 7 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基に		完了通知のとき

		ついて 31 の項又は 39 の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。 30 平方メートル以内のもの 9, 900 円 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの 1 万 1, 000 円 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの 1 万 5, 000 円 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの 2 万 1, 000 円 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの 3 万 6, 000 円 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの 4 万 9, 000 円 2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの 11 万 5, 000 円 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの 18 万 6, 000 円 5 万平方メートルを超えるもの 38 万 3, 000 円		
36 建築基準法第 7 条第 4 項の規定に基づく	中間検査を受けた建築物の	完了検査申請 1 件につき、34		検査申請のとき

建築物に関する完了検査（当該建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に関する完了検査申請手数料	の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について30の項又は38の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		
37 建築基準法第18条第15項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	中間検査を受けた建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に関する工事完了通知手数料	工事完了通知1件につき、35の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、		完了通知のとき

		当該昇降機 1 基について 3 1 の項又は 3 9 の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		
3 8 建築基準法第 7 条第 4 項の規定に基づく昇降機（同法第 8 7 条の 2 に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請（当該申請が同法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。）に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料	（１） 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1 基につき （２） 小荷物専用昇降機 1 基につき	1 万 3 , 0 0 0 円 8 , 4 0 0 円	検査申請のとき
3 9 建築基準法第 1 8 条第 1 5 項の規定に基づく昇降機（同法第 8 7 条の 2 に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知（当該通知が同法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。）に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する工事完了通知手数料	（１） 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1 基につき （２） 小荷物専用昇降機 1 基につき	1 万 3 , 0 0 0 円 8 , 4 0 0 円	完了通知のとき
4 0 建築基準法第 7 条の 3 第 4 項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査	建築物の中間検査申請手数料	中間検査申請 1 件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該中間検査を行う部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第 8 7 条		検査申請のとき

	の 2 に規定する 昇降機に係る部 分が含まれる場 合においては、 当該昇降機 1 基 について 4 2 の 項に掲げる額の 手数料を加えた 額とする。	
	3 0 平方メート ル以内のもの	9 , 9 0 0 円
	3 0 平方メート ルを超え、1 0 0 平方メートル 以内のもの	1 万 1 , 0 0 0 円
	1 0 0 平方メー トルを超え、2 0 0 平方メート ル以内のもの	1 万 5 , 0 0 0 円
	2 0 0 平方メー トルを超え、5 0 0 平方メート ル以内のもの	2 万 1 , 0 0 0 円
	5 0 0 平方メー トルを超え、1 , 0 0 0 平方メー トル以内のもの	3 万 4 , 0 0 0 円
	1 , 0 0 0 平方 メートルを超え、 2 , 0 0 0 平方 メートル以内の もの	4 万 6 , 0 0 0 円
	2 , 0 0 0 平方 メートルを超え、 1 万平方メート ル以内のもの	1 0 万 4 , 0 0 0 円
	1 万平方メート ルを超え、5 万 平方メートル以 内のもの	1 6 万 7 , 0 0 0 円
	5 万平方メート	3 4 万 1 ,

		ルを超えるもの	0 0 0 円	
4 1 建築基準法第 1 8 条第 1 8 項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築物に関する特定工程工事終了通知手数料	特定工程工事終了通知 1 件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該特定工程工事終了通知を行う部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第 8 7 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 4 3 の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。 3 0 平方メートル以内のもの 3 0 平方メートルを超え、1 0 0 平方メートル以内のもの 1 0 0 平方メートルを超え、2 0 0 平方メートル以内のもの 2 0 0 平方メートルを超え、5 0 0 平方メートル以内のもの 5 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル	9, 9 0 0 円 1 万 1, 0 0 0 円 1 万 5, 0 0 0 円 2 万 1, 0 0 0 円 3 万 4, 0 0 0 円	終了通知のとき

		トル以内のもの 1, 000平方メートルを超え、 2, 000平方メートル以内のもの 2, 000平方メートルを超え、 1万平方メートル以内のもの 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 5万平方メートルを超えるもの	4万6, 000円 10万4, 000円 16万7, 000円 34万1, 000円	
4 2 建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2第1項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査	建築設備の中間検査申請手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1) 及び(2)以外の1の建築設備につき	1万2, 000円 8, 300円 1万2, 000円	検査申請のとき
4 3 建築基準法第18条第18項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第18条第18項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築設備に係る特定工程工事終了通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1) 及び(2)以外の1の建築設備につき	1万2, 000円 8, 300円 1万2, 000円	終了通知のとき

4 4 建築基準法第 8 8 条第 1 項において準用する同法第 7 条の 3 第 4 項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査	工作物に関する中間検査申請手数料	1 件につき	9 , 1 0 0 円	検査申請のとき
4 5 建築基準法第 8 8 条第 1 項において準用する同法第 1 8 条第 1 8 項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	工作物に関する特定工程工事終了通知手数料	1 件につき	9 , 1 0 0 円	終了通知のとき
4 6 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号（同法第 8 7 条の 2 第 1 項又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	1 件につき	1 2 万 6 , 0 0 0 円	承認申請のとき
4 7 建築基準法第 1 8 条第 2 2 項第 1 号（同法第 8 7 条の 2 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	1 件につき	1 2 万 6 , 0 0 0 円	承認申請のとき
4 8 建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	道の位置の指定、変更又は廃止申請手数料	1 件につき	5 万円	指定、変更又は廃止申請のとき
4 9 建築基準法第 4 3 条第 1 項ただし書の規定に基づく建築の許可	建築物の敷地と道路の関係の建築許可申	1 件につき	3 万 6 , 0 0 0 円	許可申請のとき

の申請に対する審査	請手数料			
50 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき	3万6,000円	許可申請のとき
51 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
52 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
53 建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
54 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき	18万円	許可申請のとき
55 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2	特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき

項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査				
56 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
57 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	1件につき	3万6,000円	許可申請のとき
58 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	3万6,000円	許可申請のとき
59 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
60 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
61 建築基準法第55条第3項各号の規定に	建築物の高さの許可申請手	1件につき	16万円	許可申請のとき

基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	数料			
6 2 建築基準法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件につき	1 6 万円	許可申請のとき
6 3 建築基準法第 5 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき	2 万 8 , 0 0 0 円	認定申請のとき
6 4 建築基準法第 5 8 条の規定に基づく東京都計画高度地区に定める建築物の高さの最高限度に関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件につき	1 6 万円	許可申請のとき
6 5 建築基準法第 5 9 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1 件につき	1 6 万円	許可申請のとき
6 6 建築基準法第 5 9 条第 4 項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1 件につき	1 6 万円	許可申請のとき
6 7 建築基準法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率	敷地内に広い空地を有する建築物の容積	1 件につき	1 6 万円	許可申請のとき

又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	率又は各部分の高さの特例許可申請手数料			
68 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
69 建築基準法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
70 建築基準法第67条の2第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
71 建築基準法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
72 建築基準法第68条第1項第2号の規定	景観地区内の建築物の高さ、	1件につき	16万円	許可申請のとき

に基づく建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請に対する審査	壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料			
7 3 建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき	2 万 8 , 0 0 0 円	認定申請のとき
7 4 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等内における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき	2 万 8 , 0 0 0 円	認定申請のとき
7 5 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請に対する審査	再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1 件につき	1 6 万円	許可申請のとき
7 6 建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係	1 件につき	2 万 8 , 0 0 0 円	認定申請のとき

に係る認定の申請に対する審査	る認定申請手数料			
77 建築基準法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
78 建築基準法第68条の5の2第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
79 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
80 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき

各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			
8 1 建築基準法第 6 8 条の 5 の 6 第 1 項の規定に基づく建築物の建ぺい率の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建ぺい率の特例認定申請手数料	1 件につき	2 万 8 , 0 0 0 円	認定申請のとき
8 2 建築基準法第 6 8 条の 7 第 5 項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	1 件につき	1 6 万円	許可申請のとき
8 3 建築基準法第 8 5 条第 5 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1 件につき	1 0 万 8 , 0 0 0 円	許可申請のとき
8 4 建築基準法第 8 6 条第 1 項の規定に基づく 1 の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される 1 又は 2 以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1 件につき	建築物の数が 1 又は 2 である場合にあっては 8 万 2 , 0 0 0 円、建築物の数が 3 以上である場合にあっては 8 万 2 , 0 0 0 円に 2 を超える建築物の数に 2 万	認定申請のとき

			9, 000 円を乗じて 得た額を加 算した額	
8 5 建築基準法第 8 6 条第 2 項の規定に基づ く 1 の敷地とみなすこ と等による制限の緩和 に係る特例の認定の申 請に対する審査	既存建築物を 前提として総 合的見地から 設計した建築 物の特例認定 申請手数料	1 件につき	建築物（既 存建築物を 除く。以下 この項に おいて同 じ。）の数 が 1 である 場合にあっ ては 8 万 2, 000 円、 建築物の数 が 2 以上で ある場合に あつては 8 万 2, 00 0 円に 1 を 超える建築 物の数に 2 万 9, 00 0 円を乗じ て得た額を 加算した額	認定申請 のとき
8 6 建築基準法第 8 6 条第 3 項の規定に基づ く 1 の敷地とみなすこ と等による制限の緩和 に係る特例の許可の申 請に対する審査	一団地内に建 築される 1 又 は 2 以上の構 えを成す建築 物の特例及び 敷地内に広い 空地を有する 建築物の各部 分の高さ又は 容積率に関す る特例許可申 請手数料	1 件につき	建築物の数 が 1 又は 2 である場合 にあつては 23 万 8, 000 円、 建築物の数 が 3 以上で ある場合に あつては 2 3 万 8, 0 00 円に 2 を超える建	許可申請 のとき

			建築物の数に 2 万 9 , 0 0 0 円を乗 じて得た額 を加算した 額	
8 7 建築基準法第 8 6 条第 4 項の規定に基づ く 1 の敷地とみなすこ と等による制限の緩和 に係る特例の許可の申 請に対する審査	既存建築物を 前提として総 合的見地から 設計した建築 物の特例及び 敷地内に広い 空地を有する 建築物の各部 分の高さ又は 容積率に関す る特例許可申 請手数料	1 件につき	建築物（既 存建築物を 除く。以下 この項にお いて同じ。） の数が 1 で ある場合に あつては 2 3 万 8 , 0 0 0 円、建築物 の数が 2 以 上である場 合にあつて は 2 3 万 8 , 0 0 0 円に 1 を超える 建築物の数 に 2 万 9 , 0 0 0 円を 乗じて得た 額を加算し た額	許可申請 のとき
8 8 建築基準法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定に 基づく 1 敷地内認定建 築物以外の建築物の建 築の認定の申請に対す る審査	1 敷地内認定 建築物以外の 建築物の認定 申請手数料	1 件につき	建築物（1 敷地内認定 建築物を除 く。以下こ の項におい て同じ。） の数が 1 で ある場合に あつては 8 万 2 , 0 0 0 円、建築	認定申請 のとき

			物の数が2以上である場合にあっては8万2,000円に1を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額	
89 建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく1敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査	1 敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料	1 件につき	建築物（1敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては23万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては23万8,000円に1を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額	許可申請のとき
90 建築基準法第86条の5第1項の規定に	1の敷地とみなすこと等に	1 件につき	6,900円に現に存	認定又は許可の取

基づく 1 の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	よる制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し申請手数料		する建築物の数に 1 万 3, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額	消し申請のとき
9 1 建築基準法第 8 6 条の 6 第 2 項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき	2 万 8, 0 0 0 円	認定申請のとき
9 2 建築基準法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定に基づく既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の当該 2 以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の当該 2 以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	1 件につき	2 万 8, 0 0 0 円	認定申請のとき
9 3 建築基準法第 8 6 条の 8 第 3 項の規定に基づく既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料	1 件につき	2 万 8, 0 0 0 円	認定申請のとき
9 4 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 4 9 号）第	促進地区内防災街区整備地区計画区域内の予定道路に	1 件につき	1 6 万円	許可申請のとき

116条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査	係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料			
95 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、同項第7号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは同項第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは同項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積が 0.1ヘクタール未満のとき 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 10ヘクタール以上のとき	8万6,000円 13万円 19万円 26万円 39万円 51万円 66万円 87万円	認定申請のとき
96 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、同項第7号ロ、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号若しくは同項第7号ロ又は第68条の69第3	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が 100平方メートル以下のとき 100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき 500平方メートル以上のとき	6,200円 8,600円 1万3,000円	認定申請のとき

項第 6 号若しくは同項第 7 号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		トルを超え、2,000 平方メートル以下のとき 2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以下のとき 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以下のとき 5 万平方メートルを超えるとき	000 円 3 万 5,000 円 4 万 3,000 円 5 万 8,000 円	
97 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 41 条各号又は第 42 条第 1 項に規定する個人の new 築又は取得した家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1 件につき	1,300 円	証明申請のとき
98 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	申請 1 件につき、次の（1）及び（2）に掲げる面積等の区分のうち、当該申請に係る住宅が属する 1 の建築物の床面積に該当する区分に応じた額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、		認定申請のとき

	(1) のア又は (2) のアに掲 げる額) (申請 に併せて長期優 良住宅の普及の 促進に関する法 律第 6 条第 2 項 の規定に基づく 申出があった場 合においては、 1 の建築物につ いて 9 の項に掲 げる額 (申請に 係る計画に構造 計算適合性判定 を要する部分が 含まれる場合に おいては 1 の建 築物について 1 1 の項に掲げる 額の手数料を加 えた額、建築基 準法第 8 7 条の 2 に規定する昇 降機に係る部分 が含まれる場合 においては当該 昇降機 1 基につ いて 1 9 の項又 は 2 1 の項に掲 げる額の手数料 を加えた額) の 手数料を加えた 額) を、当該建 築物における認 定申請戸数で除 して得た額 (1 0 0 円未満の端 数があるときは、 これを切り捨て る。) とする。	
--	--	--

		(1) 申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 100平方メートル以内のもの イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの ウ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの エ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの オ 2,500平方メートルを超え、5,000		
			7,200円	
			1万3,000円	
			2万3,000円	
			3万2,000円	
			6万1,000円	

		平方メートル以内のもの	
	カ	5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	10万4,000円
	(2)	(1) 以外の場合	
	ア	100平方メートル以内のもの	4万7,000円
	イ	100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	10万9,000円
	ウ	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	17万5,000円
	エ	1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	34万5,000円
	オ	2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	61万7,000円
	カ	5,000	106万2,

		0 平方メートルを超え、 1 万平方メートル以内 のもの	0 0 0 円	
9 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第 8 条第 1 項の規定に 基づく長期優良住宅建 築等計画の変更の認定 の申請に対する審査	長期優良住宅 建築等計画変 更認定申請手 数料	申請 1 件につき、 前項（１）のＡ からカまで又は 同項（２）のＡ からカまでに掲 げる面積等の区 分のうち、当該 申請に係る住宅 が属する 1 の建 築物の当該計画 の変更に係る部 分の床面積に 2 分の 1 を乗じて 得た面積（床面 積の増加する部 分にあつては当 該増加する部分 の床面積）の合 計に該当する区 分に応じた額（ 当該住宅が一戸 建ての住宅の場 合においては、 前項（１）のＡ 又は同項（２） のＡに掲げる 額）（申請に併 せて長期優良住 宅の普及の促進 に関する法律第 8 条第 2 項にお いて準用する第 6 条第 2 項の規 定に基づく申出 があつた場合に		変更認定 申請のと き

		おいては、１の建築物について １３の項、１５の項又は１７の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては１の建築物について１１の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の２に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について１９の項又は２１の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）を、変更認定申請戸数で除した額（１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。		
１００ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第９条第１項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該	１件につき	２，１００円	変更認定申請のとき

する審査	計画の変更認定申請手数料			
101 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき	2,100円	承認申請のとき

付 則

この条例は、平成 2 1 年 6 月 4 日から施行する。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料を
新設するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出
いたします。